

ごあいさつ

みんなで築こうよ！

共に生きる社会「歓響都市もりぐち」をめざして



本市では、平成 19 年 3 月に障害者基本法に基づく「第 2 次守口市障害者計画ー共に生きる社会をめざしてー」（平成 19 年度～平成 28 年度）を策定し、障害の有無にかかわらず、すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、保健・教育・労働・まちづくりなどの施策を総合的に推進してまいりました。

また、障害者自立支援法の規定に基づき、3 か年ごとの 3 期にわたり、障害福祉サービス等に関する実施計画として「守口市障害福祉計画」を策定し、具体的な数値目標を定め、目標達成のための基盤整備に努めております。

この間、国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定や、障害者権利条約が締結されました。

このような中、「第 3 期守口市障害福祉計画」が平成 26 年度末をもって終期を迎えますことから、障害のある方が安心・安全に、より充実した地域生活を送ることができるよう、「第 4 期守口市障害福祉計画」を策定いたしました。

本市といたしましては、本計画に基づき、当該施策の推進に鋭意取り組んでまいるので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、「守口市障害者自立支援協議会」の委員の皆様方をはじめ、計画策定に当たって実施した実態調査等において貴重なご意見やご提言をいただきました皆様方、本計画策定にご尽力くださいました全ての皆様方に、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

守口市長 西端 勝樹

目 次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の対象	4
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間及び見直しの時期	8
6 計画の策定体制	9
第2章 障害のある人を取り巻く現状	11
1 市の概況と人口構造の変化	11
2 障害のある人の推移	12
3 障害別・等級別障害のある人の状況	13
4 障害のある人の雇用・就労状況	20
5 障害のある児童の通園・通学状況	27
6 障害者総合支援法に基づくサービスの体系	28
7 障害福祉サービスの利用状況	32
第3章 計画の基本的な目標	38
1 基本理念	38
2 基本的視点	38
3 基本目標	39
第4章 目標達成に向けたサービスの整備	49
1 計画に見込むサービスの種類及び見込量の単位	49
2 障害福祉サービス等の利用見込みと整備方策	50
3 地域生活支援事業の実施状況及び利用見込みと整備方策	62
4 障害児支援サービスの利用見込みと整備方策	82
第5章 計画の推進	86
1 計画推進のための環境整備	86
2 計画の推進体制	88
資料編	
1 計画の策定経過	91
2 守口市障害者自立支援協議会	92
3 パブリックコメントの結果	95
4 用語説明	103